

旅費業務プロセスの改善方針（案）（ポイント）

<h2>I 課題</h2>	<p>旅費業務については</p> <p>① 事務負担軽減、迅速化のほか、 ② 職員（旅行者）の費用負担（自腹）の解消や③ 一時的立替負担の解消を図る必要がある。</p>	
<h2>II 解決策</h2>	<p>① ルール・プロセス全般の合理化・明確化を行った上でシステム改修 【法】【マ】【シ】</p> <p>② 宿泊料に実費方式を導入 【法】【マ】【シ】</p>	<p>③ 概算払の拡充等【マ】【シ】 * 旅行者が希望し、かつ一定額を超える場合、概算払を行い、クレジットカードの口座引落日までに支給。 あわせて旅行代理店への支払も拡充【マ】</p>
<h2>III 留意点</h2>	<p>(1) 上記②、③は、事務負担の増大要素となり得るため、当該事務を含むルール・プロセス全体を極力簡素化する必要。 (2) ②については、「無駄遣い」とならないホテル選定ルールが必要。</p>	

<h2>IV 上記を踏まえた業務プロセスの改善</h2>	<p>(1) 宿泊料への実費方式の導入に伴う対応</p> <p>① 実勢価格を踏まえた「基準額」を設定。旅行者が基準額以下のホテルに宿泊しようとする場合には、その宿泊料（実費）を支払うこととし、旅行命令権者は更なる低額の可能性は追求しない。【法】【マ】【シ】</p> <p>② 季節要因等で基準額を超えるホテルしか見つからない場合には、明確なホテル選定ルールの下で最安のホテルを選定（財務省協議は不要・定期的な事後報告で可）。【法】【マ】【シ】</p> <p>③ 外国旅行の場合には、在外公館が作成するホテルのリストに基づき、旅行者が、大きくり化された職階の区分に応じたホテルを簡易に選択できるような方法を導入。ただし、経済性の担保の在り方や実際の運用方法等について、検討【法】【マ】【シ】</p> <p>(2) 概算払の拡充に伴う対応</p> <p>① 旅行命令決裁時点で、SEABISに入力した旅程に従い旅費（交通費、宿泊料等）の支払手続に移行。【マ】【シ】</p> <p>② 精算の際の確認手続については、極力簡素化。【マ】</p>	
------------------------------	--	--

(3) 事務手続の簡素化・効率化のためのルールの合理化・明確化、システム改修

これまでの各府省等からのヒアリングを踏まえ、改善効果が高い事項に対応する。

- | | |
|--|---|
| <p>① 旅行経路の選定に関し、SEABIS上、検索結果が、原則選定対象となる代表経路以外の経路を含め合計20程度表示され、依然として経路の選定に迷う状況。</p> | <p>➡ SEABIS上、検索結果表示を代表経路(5程度)に限定。【シ】</p> |
| <p>② 片道100km未満区間でも特急料金の支払が可能な路線に該当するかの確認に時間が掛かっている。</p> | <p>➡ 片道100km未満区間でも、SEABISの検索結果に示された特急料金を支給する。
【法】【マ】【シ】</p> |
| <p>③ 日当の計算が煩雑(距離・所要時間・宿泊の有無等によって判断が分岐)。</p> | <p>➡ 日当のうち諸雑費相当分は、簡素化した職階区分ごとにそれぞれ一律の額を支給する。
【法】【マ】【シ】</p> |
| <p>④ 債主登録(振込口座等の登録)がなければ旅行命令が起案できない。</p> | <p>➡ 旅行命令起案時点での債主情報の登録は不要とする。【マ】【シ】</p> |

(4) 各府省等における分析・検証による不断の見直し

平成28年の改革の際には、迅速に旅費業務を処理するという意識が個々の職員に乏しいこと（旅費業務を他業務に対し劣後させがちであること）が大きな問題とされていたことを踏まえ、各府省等自身における分析・検証による不断の見直しを行うため、以下の措置を講ずる。

- ① **旅費業務の標準処理期間を標準マニュアルに位置付け**【マ】 ② **SEABISに部局ごとの平均処理期間や分布を集計・分析する機能を追加**【シ】